

5年後の承継を考えたら

1. 終わり（承継）は始まり（新規開業）のスタート

承継をするということは承継をうける医師にしてみれば新規開業のスタートです。この点を考えながら承継準備をされるとよろしいでしょう。

(1) 過去の節税対策の見直しとご自身の退職金の確認をして下さい。

所得税や法人税の節税対策について見直し承継までにどのように収束させるかの検討をして下さい。節税対策の主なものは将来の退職金準備にかかわるものが多いので併せてご自身の退職金の検討もして下さい。

(2) スタッフの退職金準備の確認をして下さい。

スタッフの退職金について退職金規程の有無、その支払原資について確認して下さい。

(3) 現状の借入金について返済期間、個人保証の確認をして下さい。

借入金について承継前までに返済が完了する見込か、また、借入金についての個人保証が残っていないかの確認をして下さい。

(4) テナントとの賃貸契約の確認をして下さい。(事前予告期日、現状回復工事)

テナントとの賃貸借契約について、内容の確認と賃貸借契約終了の場合の取り決めを確認して下さい。

(5) 承継までの設備投資、新規採用をどうするか？

承継までの診療が問題なくできることを前提に設備投資、新規採用について検討して下さい。承継の場合に承継価値となるものは設備投資・新規採用とも実施することをお勧めいたします。

(6) 設備投資資金は借入がいいかリースがいいか？

承継までに終了するのであれば借入でもリースでも結構ですが、承継時には返済（リース終了）する計画で実行して下さい。

(7) 個人事業の医療法人化はすべきか

承継までの期間が短いから医療法人化はしないとは考えないで下さい、ご自身の相続対策、また、承継者への引継の点を考慮して検討して下さい。

2. 承継第一優先が医療承継成功のカギ

承継する場合には親族であれ第三者であれ相対する利害が生じるものです。よって、一方的な要求が強いと承継は上手いきません。特に医療承継の場合には地域の患者さんを引継いでいくという重要な問題があります。

よって、お互いに患者さんを承継するということを第一優先にした検討が重要となります。

3. 良かれと思う親心と不安にかられる承継医師

診療所を承継させる側と承継する側では意識の違いがあります。医療従事者の経験年数、年齢、社会人としての経験等によるものです。良かれと思うことが必ずしも承継者に受け入れられないこともありますのでご留意下さい。

歯科会計

2020年診療日計画

月	無休	祝日	日	祝・日	祝・日 月	祝・日 火	祝・日 水	祝・日 木	祝・日 金	祝・日 土	3連休 回数
1月	31	29	27	25	22	21	21	20	20	21	1
2月	29	26	26	23	20	20	19	19	19	18	1
3月	31	30	26	25	20	20	21	21	22	21	1
4月	30	29	26	25	21	21	21	20	21	21	0
5月	31	27	27	23	20	20	20	19	18	18	1
6月	30	30	26	26	21	21	22	22	22	22	0
7月	31	29	27	25	21	21	20	21	21	21	1
8月	31	30	26	25	21	21	21	21	21	20	1
9月	30	28	26	24	21	20	19	20	20	20	1
10月	31	31	27	27	23	23	23	22	22	22	0
11月	30	28	25	23	19	20	19	19	19	19	1
12月	31	31	27	27	23	22	22	22	23	23	0
合計	366	348	316	298	252	250	248	246	248	246	
前年合計	365	341	315	291	250	241	241	242	240	241	
月平均	30.5	29.0	26.3	24.8	21.0	20.8	20.7	20.5	20.7	20.5	
前年月平均	30.4	28.4	26.3	24.3	20.8	20.1	20.1	20.2	20.0	20.1	

- ・2020年はうるう年、前年の祝日廃止等により全体的に診療可能日は増加しています
- ・各医院の個別事情を考慮して2020年の診療日計画を早めに作成して下さい
(考慮事項)
- ・年末年始休暇、お盆休暇、有給取得、ゴールデンウィーク対策、3連休対策
- ・2020年初忙期期間対応(7/22~8/9)

第7回安心会計ボーリング大会参加者募集!

豪華賞品多数!懇親会・打上会等にもご活用下さい!

- ・今回からハンデルールを変更して、より実力が反映できるようになりました!
- ・賞品は個人賞(1位から10位、ベストスコア賞)、チーム賞(1位から3位)、参加賞!
- ・実施したボーリングのスコアを11月15日までに提出して下さい
- ・参加費はお1人1000円

ドクター会計

令和元年分確定申告準備

令和元年となった2019年も残すところあと少しとなりました。例年同様、確定申告の準備を始めていただく時期となりましたので、必要書類の準備等よろしく申し上げます。

今年、住宅を取得し住宅取得控除を適用する場合や、不動産の譲渡など特別に発生したような項目がございましたら、橋本会計担当者までご連絡ください。

なお、確定申告の料金は下記のとおりとなっています。お見積書を作成いたしますので、内容をご確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

【2019年確定申告料金表】

区分	項目	詳細	基準報酬	必要資料
基本料	基本報酬	2019年確定申告	10,000	
所得税	給与	源泉徴収票・支払調書1~5枚まで	5,000	源泉徴収票・支払調書
	給与	源泉徴収票・支払調書6枚以上	10,000	源泉徴収票・支払調書
	ふるさと納税	ワンストップ特例制度以外	10,000	寄付金控除証明
	医療費控除	10万円を超える場合	10,000	領収書・医療費のお知らせ
	不動産	賃貸物件5件まで	20,000	収入・経費の分かる資料
	不動産	賃貸物件5件超	40,000	収入・経費の分かる資料
	事業	収支計算書作成の場合	50,000	収入・経費の分かる資料
	事業	総勘定元帳作成の場合	100,000	収入・経費の分かる資料
	住宅取得控除	共有者分は1万円	50,000	住宅借入金の年末残高証明書他
	住宅売却3000万円控除	共有者分は1万円	50,000	購入時・売却時の売買契約書等
	株式譲渡	特定口座あり	10,000	特定口座年間取引報告書
	株式譲渡	特定口座なし	30,000	売買契約書等
不動産譲渡	1物件当たり(※別途加算の場合あり)	100,000	購入時・売却時の売買契約書等	
消費税	簡易課税	通常収支分	10,000	
	原則課税	通常収支分	20,000	
	原則課税	設備投資還付申告	50,000	
贈与税	現金贈与	評価明細不要分	10,000	贈与契約書等
	不動産贈与	評価明細作成	30,000	贈与契約書・登記事項証明書
	出資金贈与	出資金評価明細作成	50,000	
	住宅取得資金贈与	住宅取得控除有の場合は3万円	50,000	戸籍謄本・登記事項証明書等
	配偶者への住宅贈与	土地の評価がある場合は8万円	50,000	登記事項証明書・固定資産評価証明書等
	相続時精算課税贈与	2年目以降の場合は2万円	50,000	戸籍謄本・住民票等

※報酬金額は税抜金額となっております。

医療承継

贈与税の申告について

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、原則として贈与税の申告と納税が必要です。贈与税の申告は贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに行う必要があります。

なお、贈与を受けた財産額の合計が基礎控除（110万円）を超える場合のほか、以下のような特例を受ける場合には非課税枠内の額のケースでも申告自体は必要です。

	暦年贈与	住宅取得等資金の非課税贈与	贈与税の配偶者控除の特例	相続時精算課税贈与
非課税枠	110万円	<消費税10%取引> 2020年3月末まで:2500万(省エネ3000万) <消費税10%以外の取引> 2020年3月末まで:700万(省エネ1200万)	2000万円	2500万円
期限	なし	2021年12月31日まで 段階的に限度枠減少	なし	なし
贈与する人	制限なし	直系尊属(親・祖父母等)	婚姻期間20年以上の配偶者	贈与をした年の1月1日時点で60歳以上の父母又は祖父母
贈与を受ける人	制限なし	贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上(合計所得2000万以下)	婚姻期間20年以上の配偶者	贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の子又は孫
贈与税の申告	110万円超の場合必要	非課税枠内の贈与でも必要	非課税枠内の贈与でも必要	非課税枠内の贈与でも必要
留意点	<ul style="list-style-type: none">贈与の実態を整える贈与契約書の作成	<ul style="list-style-type: none">資金の贈与であること贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住代金決済の前に取得資金の贈与を受けること家屋面積は50㎡以上240㎡以下	<ul style="list-style-type: none">贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住し、その後も引き続き居住資金 or 不動産いずれも可	<ul style="list-style-type: none">2500万円を超えた部分には20%の税率相続時には当制度で贈与した財産も相続税課税対象になる選択後は同一者からの暦年贈与は不可